

関東大震災と保険金騒動（17）

—なぜ、見舞金支払を強要されたのか—

Fire Insurance Troubles after the Great Earthquake of Kantoh

田村 祐一郎*

Yuichiro Tamura

関東大震災後の保険金騒動は、法的責任の問題を超越し、大正 12 年後半から 13 年前半にかけて燃え上がった。これほどの大問題になった原因は、それまでの火災保険業界の商売の仕方とそれによって生じた企業イメージではなかったか。保険金騒動の鎮静化後も、火保業界の本質は、少なくとも昭和戦前を通じて改まることはなかった。

キーワード：保険金騒動、火保のイメージ、払い済り、見舞金、義済金

I. 序論

関東大震災後に約 7 ヶ月間続いた保険金騒動とは、一体、何であったのか。騒動の終息後に、保険思想と保険業の発展に役立ったのであろうか、それとも障害となつたのであろうか。

関東大震災の当時、地震火災免責約款の効力について司法の場で結論は出ていなかつた。震災後に地震約款の無効が弁護士や法学者によって声だかに主張される一方、政府は約款の有効性を認めて保険会社に支払責任はないと言つてきた。保険会社は責任を否定した。しかし、問題は法的責任の有無を超越して大騒動に発展した。その原因は何であったのか。政府や火保協会の不手際といえどその通りであるが、その点を含めて以下の要因があつたと思われる。

保険金を「支払うべきである」「支払わせる」など首相告諭や政府高官の不用意な発言

地震火災約款を無効と見て保険会社の法的責任を強く肯定した法律家の主張

政治家、実業家、文化人など有力な市民の保険会社責任論

東京市会・区会、東京商業会議所など公私にわたる有力かつ権威ある機関の公的な支払要求

複数の新聞社による保険金支払論の主張

法的責任の如何に拘りなく保険会社の道義的責任を追及する一般世論の高まり

農相田健治郎は保険会社に「支払わせる」と明言し、同省スタッフもその線で動いた。しかし、法的責任が曖昧なままに巨額の見舞金の支払を迫るには無理があり、政府の熱意は何度か頓挫し

*流通科学大学商学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町 3-1

かけた。しかし、世論が絶えず政府の尻を叩き、騒動を持続させる原動力になった。当時も一部の識者はこの要求を理不尽と見ていたが、それにも拘らず運動は粘り強く続けられた。

一方、保険業界は出遅れた。震災当日の9月1日に火災保険連合協会会長で業界トップの東京海上専務各務鎌吉は伊豆に滞在中で、帰京は9月10日であった。業界でリーダーシップをとれるものは各務鎌吉をおいて外にいないことはその後の経緯が証明した。結果的に10日間にわたる各務の不在は業界の出遅れを意味した。この10日間に各務がいち早く手を打っていたとすれば、あの騒動はどうなっていたであろうか。各務は地震約款の有効性を確信していたから、手を打ったかどうかは想像の域をでない。しかし、少なくとも政府や世論の動向へ対応することはできたであろう。帰京後に各務は農商務省の役人に会うが、その折りに彼はどの程度まで事態を把握していたのか。各務は見舞金支払を行う線で業界をまとめる役を負い、年末まで東京海上の仕事を4ヶ月放擲する一方¹⁾、連合協会長として奔走し、帝国議会における火保法案の握潰し後に協会長を辞任した。翌大正13年、各務を欠く業界はまとまりそうになく、再度協会長に復帰した。

火保各社は大正13年3月上旬に、政府から7千万円を借り入れることに決し、大正13年5月5日、被災被保険者に見舞金を支払った。この半年以上にわたる騒動は、見舞金支払後はきれいさっぱりと忘れ去られた。以後、関東大震災関連の各種文献に全く現れず、歴史の闇のなかに埋もれた。しかし、この問題が他の諸問題に比して重要性で劣るようには思われない。

以下では、この問題が次第に拡大し持続した要因、理不尽ともみえる要求を公的機関が行った背景として、業界の体質ともいえる要因があったことを論証したい。なお、引用は原文通り、句読点と傍点は引用者による。

II. 商売の仕方

1. 大震災後の悪評

関東大震災後の保険金騒動は火保業のイメージを決定的に悪くした。以下、大震災後から昭和戦前に至る火保業のイメージを新聞報道などから探る。火保のイメージが余りに悪いのに驚く。

事実を伝える新聞は、しばしば火保業界や火保会社を露骨に批判し、ときに見出しに侮蔑的な表現を用いた。「火保協議何等誠意なし」[萬朝報 1924.2.5]といつた表現はいくらでもある。特に関西の保険会社は評判が悪いうえに、むしろ関西の新聞の方が辛らつであった。例えば『東京朝日』[1924.2.27]が「虫の好い会社側・自力出捐は名ばかり精々出して800万円」と見出しつけた同じ内容の記事に『大阪朝日』[1924.2.27 夕]は「狡猾なる保険会社・自力出捐はタッタハ百万円」という見出しつけている。

火保に辛らつな新聞は『読売』であった。大正12年11月中旬に「保険業者の罪過」と題して、火災保険金を支払わなければ「詐欺類似」であると極め付けた[読売 1923.11.18]。

「甘言を以て〔被〕保険者を陥れたと同様の不徳義な行為である。のみならず、其結果は保険

かけた。しかし、世論が絶えず政府の尻を叩き、騒動を持続させる原動力になった。当時も一部の識者はこの要求を理不尽と見ていたが、それでも拘らず運動は粘り強く続けられた。

一方、保険業界は出遅れた。震災当日の9月1日に火災保険連合協会会長で業界トップの東京海上専務各務鎌吉は伊豆に滞在中で、帰京は9月10日であった。業界でリーダーシップをとれるものは各務鎌吉をおいて外にいないことはその後の経緯が証明した。結果的に10日間にわたる各務の不在は業界の出遅れを意味した。この10日間に各務がいち早く手を打っていたとすれば、あの騒動はどうなっていたであろうか。各務は地震約款の有効性を確信していたから、手を打ったかどうかは想像の域をでない。しかし、少なくとも政府や世論の動向へ対応することはできたであろう。帰京後に各務は農商務省の役人に会うが、その折りに彼はどの程度まで事態を把握していたのか。各務は見舞金支払を行う線で業界をまとめる役を負い、年末まで東京海上の仕事を4ヶ月放擲する一方¹⁾、連合協会長として奔走し、帝国議会における火保法案の握潰し後に協会長を辞任した。翌大正13年、各務を欠く業界はまとまりそうになく、再度協会長に復帰した。

火保各社は大正13年3月上旬に、政府から7千万円を借り入れることに決し、大正13年5月5日、被災被保険者に見舞金を支払った。この半年以上にわたる騒動は、見舞金支払後はきれいさっぱりと忘れ去られた。以後、関東大震災関連の各種文献に全く現れず、歴史の闇のなかに埋もれた。しかし、この問題が他の諸問題に比して重要性で劣るようには思われない。

以下では、この問題が次第に拡大し持続した要因、理不尽ともみえる要求を公的機関が行った背景として、業界の体質ともいえる要因があったことを論証したい。なお、引用は原文通り、句読点と傍点は引用者による。

II. 商売の仕方

1. 大震災後の悪評

関東大震災後の保険金騒動は火保業のイメージを決定的に悪くした。以下、大震災後から昭和戦前に至る火保業のイメージを新聞報道などから探る。火保のイメージが余りに悪いのに驚く。

事実を伝える新聞は、しばしば火保業界や火保会社を露骨に批判し、ときに見出しに侮蔑的な表現を用いた。「火保協議何等誠意なし」[萬朝報 1924.2.5]といつた表現はいくらでもある。特に関西の保険会社は評判が悪いうえに、むしろ関西の新聞の方が辛らつであった。例えば『東京朝日』[1924.2.27]が「虫の好い会社側・自力出捐は名ばかり精々出して800万円」と見出しつけた同じ内容の記事に『大阪朝日』[1924.2.27 夕]は「狡猾なる保険会社・自力出捐はタッタ八百万円」という見出しつけている。

火保に辛らつな新聞は『読売』であった。大正12年11月中旬に「保険業者の罪過」と題して、火災保険金を支払わなければ「詐欺類似」であると極め付けた[読売 1923.11.18]。

「甘言を以て〔被〕保険者を陥れたと同様の不徳義な行為である。のみならず、其結果は保険

なるものが、果して国家社会に有益な事業であるか否やの疑問さえも生ずる」。

監督官庁の農商務省も火保業界を非難した。保険会社側の代表二名が政府の意向を確かめるために大正13年2月7日に松村商務局長を訪ねて、もし会社側が一致して一割出捐に同意し、政府に援助を求めた場合はどうであろうかと「今さらのように」聞くと、局長はまことに結構であるが、と前置きして「しかし今日までの諸君の態度を見るに余りに誠意がなき過ぎるではないか」と答えた〔東京日日 1924.2.8〕。やぶ蛇であった。松村局長はよほど腹に据えかねたのであろう、二日後東京商業会議所との会合で「会社の不誠意を鳴ら」した〔大阪毎日 1924.2.10〕。

三浦義道は、火災保険会社による法的責任の否定に伴って保険に対する「民衆的侮蔑」が現れたが、それが保険の発達を「阻害」するのではないかと「真に憂ふ」と書いている²⁾。

昭和初期の火保の現状について井口武三郎は、「鳥の雌雄を見極め難いと同様、真保険と類似保険の区別は一寸困難」なほどで、「斯業の堕落して居ることは何人も否むことの出来ない事実」であり、そのために市民が類似保険を真正の保険と見誤って加入していると指摘した³⁾。実際には、大震災後の火保会社をみて信用できないと思った加入者が類似保険に加入していたのである。

「過般の震災及び其以後に於て保険会社は兎角保険金を出し渋る傾向があつて種々なる難癖をつけて責任を回避している事実があるので実際に保険金を必要とする者は保険会社に保険契約をするのみでは不安であるとして、斯く相互救済組織の保険類似事業の許に走る傾向を生じたものである」〔読売 1925.4.26〕。

昭和10年に粟津清亮は火保業界の「僻み根性」を批判した。字引によれば「僻む」は「ねじける。ひねくれる。特に、物事をすなおに受け取らず、自分に不利であるとゆがめて考える」、「ねじける（拗ける）」は「①まがりくねる。②すなおでない。普通とちがつてまともでない。ひねくれる」〔広辞苑〕とある。一つの事業に浴びせられる言葉としては相当なものである。ちなみに粟津清亮はこの頃は動産保険会社の社長職に就いていた。

「從来一寸した大火騒ぎでも持上ると、極った如くに火保会社の損害が大袈裟に伝へられるが如き嫌ひがあるかと見ると、其又半面には火保会社の幹部が自社の実損害高をヒタ隠しに隠すのはまだしもとして、中には御念入りにも竿頭一步を進めて他社の損害を極めて巨額であるかのように吹聴して廻るといふような悪傾向がある」。

粟津清亮は、これを「畢竟するに陋劣な競争手段の一つ」と見た⁴⁾。

大正12年12月末の帝国議会で火保業界は非難された。正木照蔵議員（憲政会）は「殊ニ火災保険会社ノ行動ニ至ッテハ、私ハ甚ダ之ヲ遺憾トスル者デアリマス」と切り出した⁵⁾。火協会が「小田原評定」に終始して「空シク時日ヲ費シ」、とりわけ関西の会社は「殆ド懸引然タル所ノ行動ヲ為シ…一向義侠ノ心ヲ以テ犠牲ヲ払フ誠意ヲ示シテ居ラヌ」から、人々はついに「彼等ニハ涙モ無ク血モ無キ者」といったと火協会を非難し、さらに続ける。

「凡ソ保険会社ト申ス業務ハ、募集ヲ致シマス時分ニハ色々ナ甘言ヲ以テ致シマシケレド

モ、之ヲ支払フ場合ニナリマスト、必ズ苦情ヲ付ケテ彼此レ言ツテ、訴訟ヲ致シマスルト時日ヲ費スカラ、遂ニ泣寝入ヲサスト云フ手段ヲ執ル保険会社モアリマス…此度ノ事ノ如キモメイニ其例デアリマス、彼等ノ慣用手段デアル」。

大震災後の保険金騒動は火保のイメージを悪化させた。それは、しかし、火保業の導入後に積み重ねられてきた悪評を決定的にしただけである。それまでに良いイメージがあつて、震災を契機に暗転したのではない。さらにその後、少なくとも第二次大戦の前には良いイメージを勝ち取ることはできなかった。どうしてこうなったのであろうか。業界紙や一般紙に散見される事実や論評を拾い集め、火保についてイメージを探ってみよう。

2. 秘密主義

各務鎌吉は罹災契約損害高と各社の資産高を発表したが、その数字はごまかしとして全く信用されず、東京市会は自ら調査に乗り出した。このときにたまたま信用されなかつたのではなく、何事も隠しだてをする「秘密主義」が日常的にしみつき、それが巷間知れ渡り、いざというときに裏目にでたものである。

業界紙『保険日日通信』は大正8年3月中旬に、「どうも我国民は由来秘密が好物なようである。隅の方で狐鼠～するのを好む傾向もある…総ての事業には矢張り秘密が多いように見受ける。屁のような事までも無暗に隠蔽したがる癖がある」と指摘した〔1919.3.25〕。同年6月中旬には再び「保険会社の秘密」を論じた〔保険日日 1919.6.20〕。

「其の生命保険会社たると、其の損害保険会社たるとを問わず、由来斯業会社には秘密癖あり。誠に馬鹿々々しさ、愚にもつかぬ事迄も社外に漏洩するを畏れて、周縁至らざる無き態度は、時に滑稽と謂はんよりも寧ろ悲惨なる場合あり」。

同年8月には、火保の事業成績の発表について「秘密主義を撤去せよ」と批判した〔保険日日 1919.7.13〕。

「損害保険、殊に火災保険事業は…日々の営業成績に於ては余儀なき命令の下に之を監督官庁に形式的の報告を為すの外殆んど絶対的に社会に公示することを避けて居る…火災保険業者は特に其秘密主義を永久に墨守せんと欲するのでは有るまいか」。

昭和に入っても秘密主義は改まらなかつた。昭和4年に『保険銀行時報』〔1929.3.27〕「社説」は、保険料率も「極秘に附して一般に公表せず、只加入せんとする人のみに其料率の幾何なるやを知らしめて居る」と火保業界に「警鐘」を鳴らした。そもそも料率を公表しなかつたのか、協定料率とは別の料率を提示したのか、あるいは顧客別に料率を決めていたのであろうか。関東大震災後の保険金騒動を経験したのちも業界は改善を試みなかつた。懲りない体质をもっていたらしい。

同誌は、翌昭和5年にも社説「火保と内容公開・時代を省察せよ」〔保険銀行時報 1930.6.6〕に

なるものが、果して国家社会に有益な事業であるか否やの疑問さえも生ずる」。

監督官庁の農商務省も火保業界を非難した。保険会社側の代表二名が政府の意向を確かめるために大正13年2月7日に松村商務局長を訪ねて、もし会社側が一致して一割出捐に同意し、政府に援助を求めた場合はどうであろうかと「今さらのように」聞くと、局長はまことに結構であるが、と前置きして「しかし今日までの諸君の態度を見るに余りに誠意がなさ過ぎるではないか」と答えた〔東京日日 1924.2.8〕。やぶ蛇であった。松村局長はよほど腹に据えかねたのであろう、二日後東京商業会議所との会合で「会社の不誠意を鳴ら」した〔大阪毎日 1924.2.10〕。

三浦義道は、火災保険会社による法的責任の否定に伴って保険に対する「民衆的侮蔑」が現れたが、それが保険の発達を「阻害」するのではないかと「真に憂ふ」と書いている²⁾。

昭和初期の火保の現状について井口武三郎は、「鳥の雌雄を見極め難いと同様、真保険と類似保険の区別は一寸困難」なほどで、「斯業の堕落して居ることは何人も否むことの出来ない事実」であり、そのために市民が類似保険を真正の保険と見誤って加入していると指摘した³⁾。実際には、大震災後の火保会社をみて信用できないと思った加入者が類似保険に加入していたのである。

「過般の震災及び其以後に於て保険会社は免角保険金を出し渋る傾向があつて種々なる難癖をつけて責任を回避している事実があるので実際に保険金を必要とする者は保険会社に保険契約をするのみでは不安であるとして、斯く相互救済組織の保険類似事業の許に走る傾向を生じたものである」〔読売 1925.4.26〕。

昭和10年に栗津清亮は火保業界の「僻み根性」を批判した。字引によれば「僻む」は「ねじける。ひねくれる。特に、物事をすなおに受け取らず、自分に不利であるとゆがめて考える」、「ねじける（拗ける）」は「①まがりくねる。②すなおでない。普通とちがってまともでない。ひねくれる」〔広辞苑〕である。一つの事業に浴びせられる言葉としては相当なものである。ちなみに栗津清亮はこの頃は勳産保険会社の社長職に就いていた。

「從来一寸した大火騒ぎでも持上ると、極った如くに火保会社の損害が大袈裟に伝へられるが如き嫌ひがあるかと見ると、其又半面には火保会社の幹部が自社の実損害高をヒタ隠しに隠すのはまだしもとして、中には御念入りにも竿頭一步を進めて他社の損害を極めて巨額でもあるかのように吹聴して廻るといふような悪傾向がある」。

栗津清亮は、これを「畢竟するに陋劣な競争手段の一つ」と見た⁴⁾。

大正12年12月末の帝国議会で火保業界は非難された。正木照蔵議員（憲政会）は「殊ニ火災保険会社ノ行動ニ至ッテハ、私ハ甚ダ之ヲ遺憾トスル者デアリマス」と切り出した⁵⁾。火保協会が「小田原評定」に終始して「空シク時日ヲ費シ」、とりわけ関西の会社は「殆ド懸引然タル所ノ行動ヲ為シ…一向義侠ノ心ヲ以テ犠牲ヲ払フ誠意ヲ示シテ居ラヌ」から、人々はついに「彼等ニハ涙モ無ク血モ無キ者」といったと火保協会を非難し、さらに続ける。

「凡ソ保険会社ト申ス業務ハ、募集ヲ致シマス時分ニハ色々ナ甘言ヲ以テ致シマシケレド

おいて「火災保険業者は、その営業上の諸種の内容に付いて公表することを力めて避けている」と批難し、「秘密主義打破の声」を挙げている。

3. 強欲

大正 13 年 1 月 12 日付けで被保険者団体が前田農相に提出した陳情書のなかで、被保険者は中流階級に属する一方、火保会社の重役は資産階級で、問題の行方によっては階級闘争になるかも知れないと書いている。

「謂フ迄モナク被保険者ハ主トシテ社会的中流階級ニ属シ且ツ孰レモ保険金ノ所得ヲ以テ吾人ノ復活上唯一ノ一財源トセリ若シ夫レ救済案ガ全然絶望ニ帰サンカ窮態其極ニ達シ遂ニハ思想上如何ナル変事ヲ醸スヤモ計リ難シ而モ之ニ対スル一面保険会社ノ重役若シクハ株主ハ所謂資産階級ニ属シ常ニ一般的羨望呪詛ノ標的トナリ勤モスレバ階級闘争ヲ誘發スルノ懼レアルニ拘ラズ保険當業者ハ此慘禍ヲ機トシ保険料ノ値上ヲ画策スル等実ニ無情冷酷ノ暴挙ヲ敢テセントス」⁶⁾

一般のイメージでは火保会社は日ごろ暴利を貪りながら、いざというときに支払を拒む。大正 13 年 2 月下旬に火保への政府貸付 8 千万円が決まるとき、『萬朝報』は厳しく批判した。

「今まで暴利を貪って来た会社は、何うしても被保険者の為にその資産全部を提供する必要がある、会社がそれだけの誠意を示さなければこの問題は何時までも解決しないであらう」
〔萬朝報夕 1924.2.27〕。

保険金全額を支払えとか、資産全部を投げ出せという被保険者側の主張は理不尽で、火保資産は被災被保険者だけのものでないというのは当然の理屈であるが、しかし、日ごろの火保業界の在り方がこうした強要的主張を引き出す一因になったのであろう。

実際、火保業界は保険金をめぐる大騒動のさなかにもしっかりと高配当を行った。『大阪朝日』[1924.1.31] は火保配当は「依然高率を継続」と報じた。震災後第 1 回決算による「株主配当の模様は何んも前期同様又は僅かに 1.2 分減位の配当を総会に於て決議して居る」。震災前後で比較すると、18 社のうち 12 社は同じ配当率を維持した。引き下げたのは震災前の 60% を 30% とした明治火災の外、日本火災 (30%→18%)、東京海上 (20%→15%)⁷⁾、東洋海上 (20%→18%) の 4 社のみであった。千代田火災は逆に 10% から 14% へ引き上げた。

『萬朝報』[1924.2.26] は「元来保険会社の株主はこれ迄多額の収益配当を受けて居るのであるから、災後の無配当位は忍ぶべき」と強く批判した。『大阪朝日』は 5 月 5 日の見舞金支払後に「火保会社の収益半減・而も高率配当維持に腐心」と伝えている〔大阪朝日 1924.5.6〕。

「從来我国の火災保険会社の株式の多くは富豪又は銀行に於て安全なる投資株として放資され、株主配当の如きは特別なる準備積立金等によらず財産収益に依つて毎期 1 割乃至 2 割の配当をなし得られたのであった。然るに昨年の震災の為め火保会社は非常なる打撃を受け海上保険を

兼營する会社でさへ相当痛手を蒙って居る。殊に今回政府よりの借入れ交付金に依つて支払をなす事に決定したので、自然之れに対する償還金は財産収益の半を以て充てねばならぬから、今後の会社の株主配当金は当然半減せねばならぬのである。然るに震災後第1回の各会社に於ける株主配当を見ると、大部分震災前と同一率の配当をして居るが、一方に財産収益が半減する事を覚悟して居るのに、他方に於て前期と同様の配当をなすが如きは極めて不自然なる商策にして、会社が苦心の結果あらゆる苦肉策を講じて無理なる配当をなす結果である」。

各社は資産収益の半額を政府借入金の返済に充てねばならないが、それにも拘らず同じ配当率を維持しているためにますます会社の将来が不安視され、そのために「株式は益暴落して底止する処を知らない状態」であった。東京市場における株価を震災前後で比較すると、13社はすべて下落した。最大の下落は東邦火災の57.1%であった。半値かそれ以下に下落した会社は4社で、東京海上の株価も約4分の3に下落した。

火保業界の儲け過ぎへの非難の声は帝国議会の壇上からも発せられた。前にも引用した正木照蔵議員は火災保険会社が「御承知ノ通り多年ノ間好況ヲ占メテ、サウシテ多クノ配当ナシテ、其株式ノ価格ノ如キモ随分高イ」ことを具体的に指摘している⁸⁾。

「又関係重役ノ如キハ大変ナ給料、大変ナ賞与金ヲ以テ金ヲ貯ヘ、堂々タル邸宅ヲ構ヘテ、貴族然タル暮シヲシテ居ル者ハ少ナカラヌ、サウシテ世ノ中ノ人ハ保険会社ノ人ニ対シテ、何レモ羨望ノ意ヲ表シテ居ル、羨シイ余リ、保険会社ノ重役ニナリタイ、大変ナ金持ニナルトスウ云フヤウナ羨望ノ意ヲ表シテ居ル」。

しかし、どの事業にも「豊凶」があり、いつまでも好景気が続くはずではなく、かならず不況がくる。火災保険会社はまさにそのときを迎えていた、と忠告する。

「火災保険会社モ、此度ノ此事變ニ際シテ大悲境ニ陥ルノハ已ムヲ得ヌ当然ノ話デアル、仮令其為ニ配当ヲ減ジ、或ハ倒産ヲスル者ガアッテモ仕方ガナイト諦メナケレバナラヌ…約款ノ効力論ヲ唱ヘ〔テ〕極メテ多年ノ御得意ニ対シテ冷淡ナル態度ヲ執ルト申シマスコトハ抑モ誤ツタ話デアル、決シテ誠意ヲ有シテ居ルモノデハナイ、況ヤ社会共公ニ対スル所ノ道義心ヲ決シテ持ツテ居ラヌモノト見ナケレバナラヌ、若シ御詔勅ノ意ニ従ツテ行動ヲスルナラバ、先ツ以テ財産ヲ公開シテ、出来ルダケノ事ヲヤル、又重役ノ中ニモ私財迄モ抛ツテ之ヲ救ハナケレバナラヌ、是ハ通常ノ商売ニ於テモ、多年ノ得意ガ難儀ニ罹リマスレバ、出来ルダケノ救助ヲスルノハ当リ前デアル、況ヤ社会公共ノ安危ニ関シテ斯ウ云ウ保険業者ト致シマシテハ、平生カラ其意思ガナケレバナラヌ」

しかし、未だにそれが実行された形跡がない、と正木議員は舌鋒鋭く帝国議会の壇上から火保を論難したものである。

において「火災保険業者は、その営業上の諸種の内容に付いて公表することを力めて避けている」と批難し、「秘密主義打破の声」を挙げている。

3. 強欲

大正 13 年 1 月 12 日付けで被保険者団体が前田農相に提出した陳情書のなかで、被保険者は中流階級に属する一方、火保会社の重役は資産階級で、問題の行方によっては階級闘争になるかも知れないと書いている。

「謂フ迄モナク被保険者ハ主トシテ社会的中流階級ニ属シ且ツ孰レモ保険金ノ所得ヲ以テ吾人ノ復活上唯一ノ一財源トセリ若シ夫レ救済案ガ全然絶望ニ帰サンカ窮憊其極ニ達シ遂ニハ思想上如何ナル変事ヲ醸スヤモ計リ難シ而モ之ニ対スル一面保険会社ノ重役若シクハ株主ハ所謂資産階級ニ属シ常ニ一般的羨望呪詛ノ標的トナリ動モスレバ階級闘争ヲ誘発スルノ懼レアルニ拘ラズ保険當業者ハ此慘禍ヲ機トシ保険料ノ値上ヲ画策スル等実ニ無情冷酷ノ暴挙ヲ敢テセントス」⁶⁾

一般のイメージでは火保会社は日ごろ暴利を貪りながら、いざというときに支払を拒む。大正 13 年 2 月下旬に火保への政府貸付 8 千万円が決まるとき、『萬朝報』は厳しく批判した。

「今まで暴利を貪ぼって来た会社は、何うしても被保険者の為にその資産全部を提供する必要がある、会社がそれだけの誠意を示さなければこの問題は何時までも解決しないであらう」
[萬朝報夕 1924.2.27]。

保険金全額を支払えとか、資産全部を投げ出せという被保険者側の主張は理不尽で、火保資産は被災被保険者だけのものでないというのは当然の理屈であるが、しかし、日ごろの火保業界の在り方がこうした強要的主張を引き出す一因になったのであろう。

実際、火保業界は保険金をめぐる大騒動のさなかにもしっかりと高配当を行った。『大阪朝日』[1924.1.31] は火保配当は「依然高率を継続」と報じた。震災後第 1 回決算による「株主配当の模様は何れも前期同様又は僅かに 1,2 分減位の配当を総会に於て決議して居る」。震災前後で比較すると、18 社のうち 12 社は同じ配当率を維持した。引き下げたのは震災前の 60% を 30% とした明治火災の外、日本火災 (30%→18%)、東京海上 (20%→15%)⁷⁾、東洋海上 (20%→18%) の 4 社のみであった。千代田火災は逆に 10% から 14% へ引き上げた。

『萬朝報』[1924.2.26] は「元来保険会社の株主はこれ迄多額の収益配当を受けて居るのであるから、災後の無配当位は忍ぶべき」と強く批判した。『大阪朝日』は 5 月 5 日の見舞金支払後に「火保会社の収益半減・而も高率配当維持に腐心」と伝えている [大阪朝日 1924.5.6]。

「從来我国の火災保険会社の株式の多くは富豪又は銀行に於て安全なる投資株として放資され、株主配当の如きは特別なる準備積立金等によらず財産収益に依って毎期 1 割乃至 2 割の配当をなし得られたのであった。然るに昨年の震災の為め火保会社は非常なる打撃を受け海上保険を

4. 冷淡

火保業界は、大災害の折に一向に義捐金を贈らず、救援隊を派遣しないなど冷淡な態度に終始した。明治 39（1906）年に業界誌『保険銀行時報』[1906.3.13] は火保業者に対して大火被災者へ「義捐すべし」と呼びかけた。

「麻布大火に就て、罹災貧民の窮困甚だしく、有志の間に救恤の挙が始つて居る、放火を挑発し斯る悲惨なる火災を起さしめ、当事者が知らず顔では相済むまじ一二軒被保物が多く焼失した積りでドッサリと、義捐をするがよかろうぜ、そんじょソコラの保険屋さん」。

関東大震災前の状況はこれ以外にはわからない。大震災当事の救援活動も不明である。しかし、大震災以後の状況は明瞭である。昭和 5 年の北伊豆地震に際して火保業界のとった態度を『保険日日』[1930.12.7] が「非常災害に対し火保業者猛省如何・生保の夫れに比して」と伝えている。

「[生保は]各社思い思いに或は慰問隊を特派して親しく罹災者を慰謝し或は慰問袋を送致して同情の誠意を表す等出来得る限り被保険者は勿論一般罹災者の救援慰問に力めているが火災保険会社側では一も是等同情慰問の行為の表はれぬのは洵に如何とせなければならぬ」。

生保は日常的にさまざまな活動を行っていた。「然るに」と続く。

「火災保険業者の一同は平時の社会奉仕、公共事業の援助は固より各地の非常災害に於ても一片進んで之れが救援に當る事なく或は求めらるるも猶兔角の言を構えて夫れが回避に力めつつあるは等しく保険事業の経営者としての立場からも亦多数の民衆を相手としての営業者としての行為として甚だしく遺憾を感じしめられるものである」。

確かに関東大震災時の見舞金には同情の余地はあるが、しかし「恒に之に藉口して多数共同生活者の当然の義務とも言うべき非常災害時罹災者への義捐救恤をさえ拒否せんとするはむしろ憎むべき非徳ではなかろうか」。火保経営には「被保険者への奉仕無き事」がある。豆相震災では現地調査をしたが、それも保険金問題へ対処するための「實に自家擁護への準備であつて如何に自衛の為めには汲々たるかを物語る」。

宮城県の地震津波災害のときに生保と火保の対応は違った⁹⁾。天災による火災を理由に火保は支払わず、一方、生保は支払を「断行」したと書かれている。これはいささか火保に気の毒である。しかし、生保について次のように指摘された。

「安田生命保険会社にては、三陸地方震嘯災の報に接し、東京本社より堀契約課長以下、仙台支店より武市支店長以下、計十数名を以て、救護班二班を組織し、毛布・シャツ・足袋一千名分を携帯、加入罹災者慰問の為、三陸沿岸に向い、大いに救護・慰問する処ありたり」。

関東大震災の直後に、日本生命弘世専務の談話がある [大朝 1923.9.5]。

「吾国生命保険の損害は僅々 100 万円程度に過ぎまい、されば何れの会社も保険金支払には何等苦痛を感じることなく円満に支払を了することと思はれる、唯問題は生命保険なるものは平常民衆相手の仕事であるから斯くの如き民衆災難の場合には事故の損害の僅少に甘んずること

なく自己の会社の医師を以て救護班を組織するとか其他何等かの途を講じて社会奉仕をしなければなるまいと」。

火保には、この日常的な心がけは無論、大災害時の覚悟はなかったのではないか。火災リスクで飯を食う業界が火災の犠牲者に冷淡であったのでは、だれも尊敬しなかったであろう。

5. 反公共的

『保険銀行時報』[1924.9.13]「社説」は「大災一周年の苦言」として、総てを震火災として片付けてよいのかと問うた。震災後の火災には、放火や軽過失によるものがある。それらを調査して公表すべきではないか。それが公法人としての義務であり、国民をして保険思想に親しましめ、同時に「都市の改善改良に其意を致す」ことになる。営利事業とはいへ「其根本に於て道徳的自制と公共觀念とを欠くなれば」永遠の繁栄は期し難い。いわんや保険業はその性質において「公共的素因」を多分に含むのではないか。

「然るに天の大試練たりし大震火災を受けて既に一ヵ年に至りしに、其行いし処が一時の権宜を専らとし、其根底にありて誠実と徳義とを疑わしめ、且つ都市将来の計画に就ても風馬牛相関せざるが如き態あるは、決して權威あり信用あるものなすべき処ではない」。

昭和6年早々『保険日日』「火保月曜会」(後述)に関する記事は、消防本部から火災報知器設置について「間接寄付」を勧説された協会が断ったと指摘した。協会のいう理由は「各地方に将来統出すべき事で之に一々応酬する事は煩に堪えぬ」というもので、尤もらしくみえる。「然し」と同誌は批判する。消防施設の進歩は結局罹災の減少をもたらし、火保事業にとってこれほどに結構なことはなく、かかる施設への応分の支出こそ何より有意義で、これくらい一般公衆へのよい奉仕はない、と。しかも各社が分担すれば金額も小額ですむ。こう論じたのちに次のようにいう。

「何等実益のない俱楽部の創設とか諸会合のための支出には大金も敢て惜しまないものが、斯くの如き永遠の利益のための支出を拒む事こそ『眼前の小利にのみ汲々たるもので、所謂一文惜しみの百知らず』である、其の日暮しの根性の暴露である、而かも更に之が國家の有用な施設は税金によるがよいの趣旨に遠く由因しているのだから洵に何とも挨拶のしやうのないものである、此の火保会社の意向とやり方が一般民衆や殊に特種な気分の所有者に徹底したならば『オイ火災保険をついている家は火を消してはいけないヨと必死に働く消防手に抗議する』に到るであらう。政府に助成金を強いられた腹癪せや夫れの減免に資する為として等の一切の寄付謝絶より以上の苦々しい意向ではある」[1931.1.23]。

6. 不評の外交員

大正13年に佐々木貞美「震災後の火保料率問題」が震災当時の火災保険のイメージを指摘して

4. 冷淡

火保業界は、大災害の折に一向に義捐金を贈らず、救援隊を派遣しないなど冷淡な態度に終始した。明治 39（1906）年に業界誌『保険銀行時報』[1906.3.13] は火保業者に対して大火被災者へ「義捐すべし」と呼びかけた。

「麻布大火に就て、罹災貧民の窮困甚だしく、有志の間に救恤の挙が始つて居る、放火を挑発し斯る悲惨なる火災を起さしめ、当事者が知らず顔では相済むまじ一二軒被保物が多く焼失した積りでドッサリと、義捐をするがよかろうぜ、そんじょソコラの保険屋さん」。

関東大震災前の状況はこれ以外にはわからない。大震災当事の救援活動も不明である。しかし、大震災以後の状況は明瞭である。昭和 5 年の北伊豆地震に際して火保業界のとった態度を『保険日日』[1930.12.7] が「非常災害に対し火保業者猛省如何・生保の夫れに比して」と伝えている。

「[生保は]各社思い思いに或は慰問隊を特派して親しく罹災者を慰謝し或は慰問袋を送致して同情の誠意を表す等出来得る限り被保険者は勿論一般罹災者の救援慰問に力めているが火災保険会社側では一も是等同情慰問の行為の表はれぬのは洵に如何とせなければならぬ」。

生保は日常的にさまざまな活動を行っていた。「然るに」と続く。

「火災保険業者の一同は平時の社会奉仕、公共事業の援助は固より各地の非常災害に於ても一片進んで之れが救援に當る事なく或は求めらるるも猶免角の言を構えて夫れが回避に力めつつあるは等しく保険事業の経営者としての立場からも亦多数の民衆を相手としての営業者としての行為として甚だしく遺憾を感じしめられるものである」。

確かに関東大震災時の見舞金には同情の余地はあるが、しかし「恒に之に藉口して多数共同生活者の当然の義務とも言うべき非常災害時罹災者への義捐救恤をさえ拒否せんとするはむしろ憎むべき非徳ではなかろうか」。火保経営には「被保険者への奉仕無き事」がある。豆相震災では現地調査をしたが、それも保険金問題へ対処するための「實に自家擁護への準備であつて如何に自衛の為めには汲々たるかを物語る」。

宮城県の地震津波災害のときに生保と火保の対応は違った⁹⁾。天災による火災を理由に火保は支払わず、一方、生保は支払を「断行」したと書かれている。これはいさか火保に氣の毒である。しかし、生保について次のように指摘された。

「安田生命保険会社にては、三陸地方震嘯災の報に接し、東京本社より堀契約課長以下、仙台支店より武市支店長以下、計十数名を以て、救護班二班を組織し、毛布・シャツ・足袋一千名分を携帶、加入罹災者慰問の為、三陸沿岸に向い、大いに救護・慰問する処ありたり」。

関東大震災の直後に、日本生命弘世専務の談話がある〔大朝 1923.9.5〕。

「吾国生命保険の損害は僅々 100 万円程度に過ぎまい、されば何れの会社も保険金支払には何等苦痛を感じることなく円満に支払を了することと思はれる、唯問題は生命保険なるものは平常民衆相手の仕事であるから斯くの如き民衆災難の場合には事故の損害の僅少に甘んずること

いる¹⁰⁾。相當に悪印象を抱かれていたことが分かる。

「元来今日迄世間の人が火災保険に就て余り冷淡であると同時に、火災保険営業は最も賤劣なる商売であるかの様に見做され、其従業者は悉く世間を食い詰めたる者のみの様に見做され、彼れは保険屋か、彼奴は火災保険勧誘員かと、恰も◇屋か、◇◇屋小僧以下に取扱われ『保険勧誘員と物貰い御断り』と云う張り札さえ為しある処もあったかの様に聞き及んで居る」。

震災後の火保問題は「畢竟する【に】世間の人が、十分火災保険を理解して居らなかつたからである。今少し火災保険会社の内情が当局の人達に知悉されて居つたら、斯んなブザマの失態は有り得なかつた様に思われる」。これも世間が火災保険を「侮蔑視した結果」に外ならない¹¹⁾。

こうした悪いイメージは商売の仕方に起因したのかも知れない。ある業界紙に英國ローヤル火災TS生「怨まれる火災保険」という記事がある¹²⁾。火災保険の外交員は、契約のときに「空地割引」を使って料率を安くする。ところが、いざ火災が発生すると保険会社は支払わない。これは「謎」であるが、「此謎を解くには先ず保険証券の裏面を熟知することだ」という。

「そしたら世人は余りに所謂外交の言を信じ過ぎ重大視して居たことを悔いるに違ひなかろう。現今市井に見る保険勧誘員の多くは失業者的一群である。一度より良き条件の就職口を見出すならば平然として転職して何等憚るところが無い。之に対して理解と誠意を望むのは木に拋りて魚を求むるにも等しい。保険を扱わず保険料のみを扱う斯うした人々に依つて如何に多くの効力無き保険契約が不知の間に行われつつあることか」。

火保外交員の評判は呆れるばかりに悪い。評判の悪さが火保の悪評に寄与したのであろうが、しかし、外交員のみが悪いとはいえない。火保経営の弊害や悪評が、被保険者に日常的に接触する外交員に集約的に表わされたといえる。ゼライザーは19世紀後半のアメリカ生保業のエージェントに「ダーティな労働者」のイメージが付きまとったと書いている。それによれば、生命保険に宗教界からの厳しい批判があるなど、生保業に向けられるべき悪いイメージが「エージェント」に向けられたが、しかし、アメリカ生保業界はこうした悪評を一掃する努力を重ねた¹³⁾。日本の火保業界にはそうした努力は全くなかったのであろうか。

くりかえしになるが、戦前の火保業界のイメージの悪さは驚くばかりで、“無慚”との印象を受ける。事業や料率に関する秘密主義、大勢の被災者に向けて救援事業を行わないどころか、被災者の惨状を横目に従前と同じ高配当を実施する、公共性のかけらも見られない経営姿勢など、悪評を被るのも無理はない。印象的であるのは、報知器の普及に対する寄付要請を断つたことである。火災の減少によって自らも利益を得るのに、火保業界はどうやら“善因善果”という言葉を知らなかったようである。

さて、火保業界の悪評は保険金の支払い方に象徴される。それによって業界自体の悪評が一段と増幅された。その態度が関東大震災の後に露骨に表われ、その後も続いていった。次はその点を見ることにしよう。

III. 保険金の支払い方

1. 払い済り

戦前の火災保険業に芳しくないイメージが付着した原因の一つは、払い済り、つまり“難癖をつけて保険金を支払わないこと”であった。既出分にもその旨の記述があったが、以下、さらに記していきたい。

上田貞次郎は、火災保険は地震保険でなく、それ故被保険者による火災保険金全額要求運動が不合理で不得策である所以を力説した。しかし、以下のように、火災保険会社を嘘つきの狼少年になぞらえた。

「保険会社といふものは普通の火災の場合にも小理屈を並べて責任を免れることばかり考へて居るから、此非常の場合にも亦例の手を出したかといふので、世人の憤激したやうな事情もある。恰かも昔の小学読本にある羊飼の小童が平素事なき時に『狼來たれり、狼來たれり』と叫んで隣人を狼狽させたから、其後真の狼が來た時に助ける人なくして食殺されたやうなものだ」¹⁴⁾。『読売』[1923.11.18] は、関東大震災以前にも払い済りをしていたと報じた。

「從来物品保険をつけた者が、不幸火災に遭遇した場合、若し聊かでも其物品を持出さんか、保険業者は種々の難癖をつけて保険金支払の義務を成るべく軽くせんと試みた惡弊があった。若し仮に被保険物品の 5 割を搬出すれば、7 割とか 8 割とか持出したかの如く言い做し、其の保険金支払高を 2 割とか 3 割に止めんと試みたものである。故に從来物品の被保険者は、火災の場合には、寧ろ其の物品には全然手をつけず、悉く之が焼失するに任すような弊害があった。而して其の弊害は被保険者の狡猾といわんよりは寧ろ保険業者が馴致した多年の弊害であつた」。

契約者が損害防止に努めないように火保会社が自ら仕向けたも同然であった。関東大震災のときにも同じことが起きたことであろう。こうして火災の拡大を招きかねないことを行う一方、保険金を値切ったのであるから、尊敬に値する事業とは見做されなかつたであろう。記事は続けて火災保険の存在理由を問うている。

「勿論此の大火灾に就ても同様の弊害が到る處で行われた。而して之が為めに一層損害を大ならしめたことは疑いのない事実であった。之と同時に若し初めから我国に保険のような制度が無かつたならば、其損害はアレ程甚大でなかつたかも知れぬ。若し然りとせば火災保険なるものが果して国家民人の為めに有利有益であるや否やが疑問となる」。

1934（昭和 9）年 3 月 21 日に北海道函館市で大火が発生し、死者 2,166 名、焼損棟数 11,105 棟を数えた。しばしば大火を起こした函館で、「函館大火」というのはこの昭和 9 年大火を指す。このときの火保会社の動向が記録されている。これを記録した者は「詐欺漢」と呼びたかったのではないか。

「保険金支払に関しては、罹災の混雜を奇貨とし、或は減額の支払或は支払の延期其の他種々

いる¹⁰⁾。相當に悪印象を抱かれていたことが分かる。

「元来今日迄世間の人が火災保険に就て余り冷淡であると同時に、火災保険営業は最も賤劣なる商売であるかの様に見做され、其従業者は悉く世間を食い詰めたる者のみの様に見做され、彼れは保険屋か、彼奴は火災保険勧誘員かと、恰も△屋か、△△屋小僧以下に取扱われ『保険勧誘員と物貰い御断り』と云う張り札さえ為しある処もあったかの様に聞き及んで居る」。

震災後の火保問題は「畢竟する〔に〕世間の人が、十分火災保険を理解して居らなかつたからである。今少し火災保険会社の内情が当局の人達に知悉されて居つたなら、斯んなブザマの失態は有り得なかつた様に思われる」。これも世間が火災保険を「侮蔑視した結果」に外ならない¹¹⁾。

こうした悪いイメージは商売の仕方に起因したのかも知れない。ある業界紙に英國ローヤル火災 T.S 生「怨まれる火災保険」という記事がある¹²⁾。火災保険の外交員は、契約のときに「空地割引」を使って料率を安くする。ところが、いざ火災が発生すると保険会社は支払わない。これは「謎」であるが、「此謎を解くには先ず保険証券の裏面を熟知することだ」という。

「そしたら世人は余りに所謂外交の言を信じ過ぎ重大視して居たことを悔いるに違ひなかろう。現今市井に見る保険勧誘員の多くは失業者的一群である。一度より良き条件の就職口を見出すならば平然として転職して何等憚るところが無い。之に対して理解と誠意を望むのは木に拋りて魚を求むるにも等しい。保険を扱わず保険料のみを扱う斯うした人々に依つて如何に多くの効力無き保険契約が不知の間に行われつつあることか」。

火保外交員の評判は呆れるばかりに悪い。評判の悪さが火保の悪評に寄与したのであろうが、しかし、外交員のみが悪いとはいえない。火保経営の弊害や悪評が、被保険者に日常的に接触する外交員に集約的に表われたといえる。ゼライザーは19世紀後半のアメリカ生保業のエージェントに「ダーティな労働者」のイメージが付きまとったと書いている。それによれば、生命保険に宗教界からの厳しい批判があるなど、生保業に向けられるべき悪いイメージが「エージェント」に向けられたが、しかし、アメリカ生保業界はこうした悪評を一掃する努力を重ねた¹³⁾。日本の火保業界にはそうした努力は全くなかったのであろうか。

くりかえしになるが、戦前の火保業界のイメージの悪さは驚くばかりで、“無慚”との印象を受ける。事業や料率に関する秘密主義、大勢の被災者に向けて救援事業を行わないどころか、被災者の惨状を横目に従前と同じ高配当を実施する、公共性のかけらも見られない経営姿勢など、悪評を被るのも無理はない。印象的であるのは、報知器の普及に対する寄付要請を断つたことである。火災の減少によって自らも利益を得るのに、火保業界はどうやら“善因善果”という言葉を知らなかったようである。

さて、火保業界の悪評は保険金の支払い方に象徴される。それによって業界自体の悪評が一段と増幅された。その態度が関東大震災の後に露骨に表われ、その後も続いていった。次はその点を見ることにしよう。

不正手段を行ふ者があるやの声があつたため斯くの如き事の絶対に無き様道府保安課に於て警告を発したが、支払開始と共に左記内容の人事相談的願出があつたので、何れも諭示の上解決を見た。

1. 保険金額の1割乃至2割を控除したもので承諾すれば即時支払ふけれども、然らざれば調査のため多くの日数を要すると称して加入者が速に保険金入手を希望し居る弱点を捉へ、全焼せる者に対し右の割合を以て天引したもの
2. 関東震災の場合は2割より支払はなかつた前例があるので、今回も2割又は3割を天引すと称し、法律の不知を利用して債務の一部を免れんとしたもの
3. 超過保険なりとの理由に依るもの

右の取扱件数70に及んだのは追憶のことであった」¹⁵⁾。

2. 約款を楯に

福井県の某が明治36（1903）年6月16日付けで大阪地裁へ大阪火災に対する保険金請求訴訟を提起した。訴状によれば、同年4月11日に原告は自宅を満一ヵ年1千円の保険にふす旨を同社代理店と契約し、12円50銭の保険料を払込んだ。同月14日に大火が起り類焼したので、代理店に保険金を請求したところ、「未だ本社の帳簿に記入せざる前なるを以て支払の責任なし。多少の見舞金なれば何とか為さん」との回答であった。この件について業界誌記者が大阪火災本社に聞くと、以下の返答であった。まず、福井地方の特殊事情から保険者の責任開始の時期は初回保険料の受領時でない旨を約款等に明記している、被保険者は無学文盲でなく約款を知っているはずである、と。

「福井地方は人も知る如く危険地に属する土地柄なれば、約款にもある如く契約の効力は本社の帳簿に記入したる時より発生するものにて、決して普通地と同じく初回払込金の受授と同時に有効なるを得ず。代理店が果して其趣を言明して契約を取結びたりや否やは不明なりと雖も、兎に角約款にも保険料領收証にも其旨明記しあり。特に瀬戸と称する被保険者は立派なる町民にして無学文盲の人あらざれば、当然其款項を知り居る筈なり」。

同社は見舞金のような「不法極まること」は断じてしないつもりであるが、しかし、地方は都会とは事情が異なり、被害も大きいと200円を見舞金として支払った。

「仍て本社に於ては見舞金と称する如き会社行為として不法極まることは断じて不同意なりしも如何せん。地方は都会と異なりて大に情実の諒すべきものあり。殊に該被保人の被害は最も慘状を極め等しく災害に罹りたる人々も幾分の捐贈を与えたとの評讐さえ起りたる場合なるより、同地代理店も其假之を見捨るに忍びず、遂に200円を見舞金として送與したる次第なり」。ところが、同地には理非をわきまえないごろつきがいてついに訴訟に至ったという。

「然るに同地には有名なる某と破落戸壯士あり。理非を正さず事に干与して紛糾を惹起するを

以て平常の目的と為すものにて、此事を聞くと等しく能き獲物御参なれと中に飛び込み来りて遂に今日の訴訟沙汰に及びたるものが此危険地と普通地との区別を知らずして訴訟を引受けたる弁護人こそ氣の毒というの外なし云々暫らく記して判結を待つ」[保険銀行時報 1903.6.29]。代理店が顧客に全く説明せず、事故が起きると約款を楯に支払を拒絶する一方、代理店の面子があるので見舞金を払って処理することを常套手段としたのであろう。

関東大震災のときに、地震火災免責約款を楯に保険金支払を拒否したところ、弁護士や経営者、市区会議員などから批判を浴び、見舞金の支払を余儀なくされた。実力行使に近い運動を開いた被保険者側も非難されるべき点はあろう。反面、かれらをそこまで激昂させた理由は、火保業界の姿勢にあった。この点は、その後の裁判において原告側から繰り返し指摘された。

外交員は地震免責を決して説明しなかった。契約者に約款が渡るのは契約が成立して数日後から一ヶ月後であり、しかも、地震免責約款は、保険証券の裏面に細字で書かれていた。被保険者の弁護人が主張した「約款不知論」はこうした事情を指していた。契約前には説明せず、事故が起きてからそれを根拠に支払を拒むという態度が被保険者など社会各層を怒らせたのである。

3. 見舞金

保険金騒動について最も分かり難いのは“見舞金”であった。確かに地震約款の有効性を主張した以上、「保険金」と称することはできない。しかし、なぜ、見舞金と呼んだのか、という疑問が残る。別の名目、義捐金とか義済金でもよかつたのではないか。戦前の業界紙を涉猟するうちにいくつかの材料を得た。

昭和 7 年『保険日日通信』[1932.11.6] は「見舞金問題の経緯」と題して数回の記事を掲載した。これは関東大震災の話ではなく、業界の慣行としての見舞金問題である。某所の火保地方会の総会議事録に「罹災に際し実際損害無きに拘らず見舞金を支払う会社あるやに付き」、議長はこうした行為がないようにと会員に注意を与えた。火災の起きたときに、損害を被らなかつた被保険者に見舞金を支払う慣行があつたらしい。この問題は震災の翌年大正 14 年に始まったという。

大正 14 年 9 月 21 日付「東京月曜会」の会報に、国内会社は小損害に保険金でなく見舞金を支払っていたが、外国会社の申し出があり、その慣行を止めるかどうかを協議した。しかし、すぐには廃止できないという趣旨が書かれていた。

「損害発生の場合、小損害のとき内地会社は往々普通の損害書類によらず保険金の代りに見舞金の名目にて支払を為す慣習あるも、外国会社は損害の多寡に拘らず必ず保険金として支出し同時に保険証書に残存責任額を明記することとなり居れるが、外国側より内地側に向い、見舞金の慣習を廃し外国側同様に処置せられたしとの希望申入ありたり熟議の末、業務の見地により見舞金を以て損害を決済するは有利の場合少からざるのみならず、今俄かに之を全廃することを得ざるも、可成、見舞金を避け、保険金として交付すべく、又罹災契約者以外の者に対する

不正手段を行ふ者があるやの声があつたため斯くの如き事の絶対に無き様道府保安課に於て警告を発したが、支払開始と共に左記内容の人事相談的願出があつたので、何れも論示の上解決を見た。

1. 保険金額の1割乃至2割を控除したもので承諾すれば即時支払ふけれども、然らざれば調査のため多くの日数を要すると称して加入者が速に保険金入手を希望し居る弱点を捉へ、全焼せる者に対し右の割合を以て天引したもの
 2. 関東震災の場合は2割より支払はなかつた前例があるので、今回も2割又は3割を天引すると称し、法律の不知を利用して債務の一部を免れんとしたもの
 3. 超過保険なりとの理由に依るもの
- 右の取扱件数70に及んだのは遺憾のことであった」¹⁵⁾。

2. 約款を楯に

福井県の某が明治36（1903）年6月16日付けで大阪地裁へ大阪火災に対する保険金請求訴訟を提起した。訴状によれば、同年4月11日に原告は自宅を満一ヵ年1千円の保険にふす旨を同社代理店と契約し、12円50銭の保険料を払込んだ。同月14日に大火が起り類焼したので、代理店に保険金を請求したところ、「未だ本社の帳簿に記入せざる前なるを以て支払の責任なし。多少の見舞金なれば何とか為さん」との回答であった。この件について業界誌記者が大阪火災本社に聞くと、以下の返答であった。まず、福井地方の特殊事情から保険者の責任開始の時期は初回保険料の受領時でない旨を約款等に明記している、被保険者は無学文盲でなく約款を知っているはずである、と。

「福井地方は人も知る如く危険地に属する土地柄なれば、約款にもある如く契約の効力は本社の帳簿に記入したる時より発生するものにて、決して普通地と同じく初回払込金の授受と同時に有効なるを得ず。代理店が果して其趣を言明して契約を取結びたりや否やは不明なりと雖も、兎に角約款にも保険料領収証にも其旨明記しあり。特に瀬戸と称する被保険者は立派なる町民にして無学文盲の人々にあらざれば、当然其款項を知り居る筈なり」。

同社は見舞金のような「不法極まること」は断じてしないつもりであるが、しかし、地方は都会とは事情が異なり、被害も大きいと200円を見舞金として支払った。

「仍て本社に於ては見舞金と称する如き会社行為として不法極まることは断じて不同意なりしも如何せん。地方は都会と異なりて大に情実の諒すべきものあり。殊に該被保人の被害は最も慘状を極め等しく災害に罹りたる人々も幾分の捐助を与えるとの評議さえ起りたる場合なるより、同地代理店も其咎之を見捨るに忍びず、遂に200円を見舞金として送與したる次第なり」。ところが、同地には理非をわきまえぬごろつきがいてついに訴訟に至ったという。

「然るに同地には有名なる某と破落戸壯士あり。理非を正さず事に干与して紛糾を惹起するを

る見舞金品の贈与は絶対に禁止することに決す」。

この問題は大正 15 年 2 月にも議にのぼり、同年 2 月 22 日付け会報は次のように記載していた。

「本件は既に昨 [大正] 14 年 9 月 21 日の例会に於て問題となりしが、見舞金の名称を以てする支給を全廃し、若し支給の必要ある場合には必ず保険金として支払い、保険証券に残存責任額を明記することは主義に於て至当なるも、實際上將た慣習上直に之を実行することにつき種々議論の余地有るを以て懇談会各部に於て十分研究を遂げることに決す」〔保険日日 1932.11.8〕。

大正 15 年 3 月 1 日の例会では、見舞金の廃止ができない一方、損害のない場合の見舞金等の支払はやめることを決定した。

「前回の決議に依り、懇談会各部より、部会の意見に付き報告あり、討議の結果下記の通り決定す

- イ. 損害発生したる場合、保険金の支払に見舞金の形式を用いることを全廃するや否やにつきては、更に各自研究すること
- ロ. 実際損害なき場合には見舞金其他名義の如何を問わず、金品等を贈附するが如き無き様各社に於て十分注意すること
- ハ. 前記ロの如き事実ありと認めたるときは其事項の大要を具し、当該会社名、取扱者氏名並に受領者氏名を記し月曜会座長宛通告すること」。

昭和 2 年 2 月、「昭和会」設立の際には「損失の処分に関し、協調の精神を以て左の申合を実行すること」に決し、その一項に「実損なき場合に見舞として金品の贈与を為さざること」と記録されている。すなわち月曜会でも昭和会でも見舞として金品の給付が禁ぜられていた。

以上一連の記事によると、損害が僅少である場合や保険金を支払えない場合に、見舞金の名称で支払っていた。そのなかで「保険金の支払に見舞金の形式を用いる」という上記決議文の記述は何を意味するのか。また、罹災契約者以外にも見舞金を支払っていたらしい。この決議は昭和 7 年の時点でも生きていたという。

昭和 12 年には『保険日日』〔1937.1.12〕に「小口火保見舞金制振肅=損害見舞金として厳守」という記事が現れる。この記事には、昭和 11 年 12 月 28 日付けで、日本動産火災保険（株）、日本簡易火災保険（株）、東京動産火災保険（株）、新興簡易火災保険（株）の 4 社名で「代理店各位」と「契約係各位」へ発送された通知文を含んでいる。多少、事情が分かるような気がする。

「小口火保 4 社では、予て各都市に於ける火災発生の場合、其の附近の小口火保契約者を中心に、所謂見舞金なるものを交付して、小額罹災の填補に供していたものであったが、近來是れを契約者係員が、其の営業政策的に援用するの弊漸く大となって来たのに鑑み、是れを放任することは、遂には火災保険業の使命さへ誤るに到るべきを憂ひて、夙に其の善後策を攻究していたが、旧暦、東京八日会は、臨時協議会を開催して、此の見舞金交付制度を振肅し、眞の小

額罹災填補制と為さんことに決定し、各社は、直に直接契約に従事する社員を訓示戒諭すると同時に、左記の如く各代理店等に対して、此の旨の通告を発送する処があった。

是れが厳守励行は、實に小口火保界の使命遂行に一段の神聖味を興ふるものであり、延いて普通火保界に対しても亦好影響を興ふるものであらう。

◎通知書 近来罹災の場合に於ける見舞金の支払は其金額及範囲を濫りに増加する傾向有之候右は保険契約者が罹災見舞金の意義を誤解し実損害無き場合にも請求し又契約取扱者も往々見舞金支払を口実として契約募集を為すもの有るに因るもの由にて甚だ遺憾の事に存候

依て此弊風を是正致したく各社協議の上左記の通り決議し昭和12年1月1日より実施励行する事に致候就ては左記決議の御趣を篤くと御諒承下され度右御通知旁々申上候

◎決議事項

- 一、見舞金は厳格に実損額を限度として決定する事とし、近火見舞其他営業政策を加味した
る一切の支払を嚴禁すること
- 一、見舞金の最高金額を金貳拾円に制限すること
- 一、見舞金は小額損害の場合便宜上実損額を限度として支払を為すの趣旨を明かにする為め
『損害見舞金』と改称すること

以上だけではまだ不明の点が多いが、以下の慣行があった点は指摘できそうである。

- ① 火保会社には、火災について保険金を支払いたがらない体質があり、何かと難癖をつけて支払を拒み、その代りに小額の見舞金を示談金として払っていたこと。
- ② 小額の損害について正式の手続に基づいて保険金を支払うのではなく、見舞金名目で支払っていたこと。
- ③ 自社の火保に加入していない被災者に見舞金を送っていたこと。これは勧誘の一手段であったと思われる。

正直なところ、これらの慣行がいつ頃に、なぜ始まったのかよく分からないが、しかし、相当に根強く続いていた。そのためか、被保険者の中には、実損のないときにも見舞金を請求するものがいた。見舞金の慣行は火保業界の最も胡乱な部分に関わっていたように思われる。関東大震災時の被保険者集団が見舞金慣行と火保業界をいかに見ていたか、まだ十分に説明できないが、相当の不信感が積もっていたであろうと推測される。

反面、興味深いことに、関東大震災後には、地震火災については見舞金支払を嫌がるようになつたらしい。以下、その経緯である。見舞金慣行とは別に、地震火災は業界にはタブーであったのであろう。

昭和2年3月7日の奥丹後地震後に、火保業界は慰問団を送らず、むろん保険金は支払わず、僅かな見舞金を贈った。京都府『奥丹後震災誌』は次のように記録している。填補責任のない不可抗力による損害であり、「素より各社においても進んで保険金支払の方法には出でなかつた」。

る見舞金品の贈与は絶対に禁止することに決す」。

この問題は大正 15 年 2 月にも議にのぼり、同年 2 月 22 日付け会報は次のように記載していた。

「本件は既に昨 [大正] 14 年 9 月 21 日の例会に於て問題となりしが、見舞金の名称を以てする支給を全廃し、若し支給の必要ある場合には必ず保険金として支払い、保険証券に残存責任額を明記することは主義に於て至当なるも、實際上將た慣習上直に之を実行することにつき種々議論の余地有るを以て懇談会各部に於て十分研究を遂げることに決す」〔保険日日 1932.11.8〕。

大正 15 年 3 月 1 日の例会では、見舞金の廃止ができない一方、損害のない場合の見舞金等の支払はやめることを決定した。

「前回の決議に依り、懇談会各部より、部会の意見に付き報告あり、討議の結果下記の通り決定す

- イ. 損害発生したる場合、保険金の支払に見舞金の形式を用いることを全廃するや否やについては、更に各自研究すること
- ロ. 実際損害なき場合には見舞金其他名義の如何を問わず、金品等を贈附するが如き無き様各社に於て十分注意すること
- ハ. 前記ロの如き事実ありと認めたるときは其事項の大要を具し、当該会社名、取扱者氏名並に受領者氏名を記し月曜会座長宛通告すること」。

昭和 2 年 2 月、「昭和会」設立の際には「損失の処分に關し、協調の精神を以て左の申合を実行すること」に決し、その一項に「実損なき場合に見舞として金品の贈与を為さざること」と記録されている。すなわち月曜会でも昭和会でも見舞として金品の給付が禁ぜられていた。

以上一連の記事によると、損害が僅少である場合や保険金を支払えない場合に、見舞金の名称で支払っていた。そのなかで「保険金の支払に見舞金の形式を用いる」という上記決議文の記述は何を意味するのか。また、罹災契約者以外にも見舞金を支払っていたらしい。この決議は昭和 7 年の時点でも生きていたという。

昭和 12 年には『保険日日』〔1937.1.12〕に「小口火保見舞金制振廻=損害見舞金として嚴守」という記事が現れる。この記事には、昭和 11 年 12 月 28 日付けで、日本動産火災保険（株）、日本簡易火災保険（株）、東京動産火災保険（株）、新興簡易火災保険（株）の 4 社名で「代理店各位」と「契約係各位」へ発送された通知文を含んでいる。多少、事情が分かるような気がする。

「小口火保 4 社では、予て各都市に於ける火災発生の場合、其の附近の小口火保契約者を中心に、所謂見舞金なるものを交付して、小額罹災の填補に供していたものであったが、近來是れを契約者係員が、其の営業政策的に援用するの弊漸く大となって来たのに鑑み、是れを放任することは、遂には火災保険業の使命さへ誤るに到るべきを憂ひて、夙に其の善後策を攻究していたが、旧臘、東京八日会は、臨時協議会を開催して、此の見舞金交付制度を振廻し、真の小

一方、復興には「仮令少額たりとも支払ひをなさしめることは、最も必要のことである」から、「府商工課ではこれ等契約を有する保険会社に対し極力諒解を求めた上、出来得べくんば罹災民にとって有利な解決を与へたいとの意向の下に」、昭和2年4月7日付で京都府の名で関係各社に対し「依頼状」を発し諒解を求めた。これに対して会社側は「火災の損害に対しては、約款上当然支払の義務はない。而し災害に対しては同情にたへぬから未経過保険料の返戻しに関しては各同業者間に協議を進めてゐる」と回答した。しかし、「この点においても各社それぞれ立場も異なるので容易に一致を見なかつた。而し単に見舞金として一社平均壱千円内外をその契約者全体に贈与して来た（3年2月15日）」¹⁶⁾。

保険金は支払えないので、まず未経過保険料の返済を考えた。しかし、各社間の合意ができないので、少額の見舞金を贈った。

その後、今後火災保険見舞金は出さないと「内地火災保険会社」が決めたと伝えられた。

「從来罹災の事情に依つては保険金支払以外見舞金を被保険者に与へていたが、右は諸外国に於ても類例無きのみならず、これあるが為に却て弊害を醸すことがあるので、同業者に於ても慎重に協議中であったが、今後は絶対に保険金支払以外に見舞金は支払はないことに決したと」[保険銀行時報S2.5.27]]。

つまり、保険金どころか見舞金も払わないと決めた。「以外」の意味はよく分からない。一般には「それに加えて」の意であるが、保険金に加えて見舞金を支払うことではないであろう。保険金か、または見舞金を「与えた」ということであろうか。

昭和5年伊豆地震後には、被災者がせめて見舞金をと要望した〔保険日日 1930.12.7〕。しかし、見舞金は払っていない。ところが、昭和6年『保険日日通信』〔1931.1.23〕は「敢て火保界への毒舌・耳を蔽ふも事実は事実」と題する記事でこの間の経緯を書いている。「火保月曜会」と称する業界団体があり、東京市では協会々員火保会社の本社支配人級以上、各支店では支店長を以て組織するが、昭和6年最初の決定事項として3項目を決めた。この記事はまず、「右決定事項に就いて見受けらるるものは如何に火保会社が單に当面の善撫主義をとるものであつて其の事業の本質に立脚したる遠大なる理想の發現に意志が無いかが想はれる」と書き、第1項として伊豆地方の地震を取り上げた。

「第一項の豆相地方震火災に関するものでは12月8日の同会の決議即ち保険金乃至見舞金としては絶対に出さぬが保険料丈けは返戻してもよいと言ふのである、是れ實に何に基礎を置いて考へつたものであらう、其の不徹底さ無意義さに涙がこぼれる次第である。保険料を返戻する事は決して眞の解約ではない。保険料位返戻したからとて被害罹災者がどれ丈け救はれるか将又火保会社にどれ丈けの好感を有つか。保険料の返還では見舞金でもなければ保険金の支払でもない火保会社の特に出し惜しむ貴重な金員を泥溝に投げ込むやうな無意義な支出であつて而かも其の事により会社は自ら最も大切な約款の躊躇を敢てるものである。保険料の返還丈

では被保険者からは却て人を馬鹿にしているものとしての反感をかひ、会社としては約款の無視であり結局百害あって一益もないものであり、更に夫れは将来に対して甚しい悪例を貽するものである」。

4. 生保の「義済金」

生保の事例は分かりやすい。『保険日日通信』[1919.6.26] は保険金支払の実情を伝えている。生保会社の考課状に「義済金」という科目があるが、これは天災とか地震とか「世間の不時の災難に対する義捐金」ではなく「保険金の値切勘定」である。一つには保険金を支払わない場合に生じるトラブルを回避するためで、もう一つは告知義務違反関連である。

「此〔告反〕問題が持上る毎に、会社は之を契約者若しくは被保険者の責に帰するが普通のようであるが、退いて考一考したならば、此の如き事故の出来は寧ろ会社に於て責を負わねばならぬ事と思う、契約する迄は拌み倒しに拌込んで不承無性に加入したる被保険者が倘ま充分なる告知義務を果さぬとて之を責むるは情誼に於ても余りに酷では無いか、素人を律するに商売人同様なれとは無理の注文であろう、尋ねられて曰わなかつた際は兎も角、被保険者は如何なる事柄が重大なる告知義務違反なるやを知らぬのである、然るを契約若しくは診査の際充分なる調査を試みずして偶々被保険者の死後に是を発見したと白うて、直に之に文句を付けるは自己の非を被うる余りに巧みなりと白うべきである、我輩は此意味に於て告知義務違反の多くは会社の怠慢に基くものなる事を断言する」。

生保には払い済りの実例が多くある。昭和 3 年『保険日日通信』[1928.3.13] が「支払保険金取扱の巧拙=カナダ・サン事件に鑑みて」と題して保険金支払の遅れる会社があると報道している。

「虚か実か某大会社の如きは日々可なり多額の保険金支払事項の発生することから成るべく之を遅延せしむる方採算上有利なりと云う主義を取って居ると云うことである。… [保険金支払の] 取扱如何に依りては人気に関することが甚だしい曾て数年以前、某社が頻々として保険金支払に関する提訴の起つた為め、某会社は非常に新契約の増進に支障を來したことが有つた。夫れと反対に第一生命の如きは『文句無し支払主義』の下に当初から義務の完了に努めて來た。蓋し契約締結の当初に於て充分なる証議を遂ぐると共に、契約締結と同時に其責任を負担すべきことを覺悟するからであろう。…更に右とは絶対反対に、故更に『文句こじ付け掛り』と云うような係員を設け、契約の当初に於て三年以内に事故の発生せる契約に対しては必ず故障を提起し得るよう申付書に符号を附し、又た事故発生毎に必ず何等かの難癖を付けて支払金の減額を計り、其結果少からぬ利益を挙げ得たと誇うて居た会社も有つた」。

個別会社の実例もある。前田利定通相が社長を務めた中央生命保険相互会社が大正 11 年に東京地裁へ訴えられた。契約者が契約したのは大正 8 年 3 月 8 日で、当時の相互会社社長は、のちの通相前田利定子爵であった。契約者は今年まで契約通り保険金をおさめて來たが、去る 7 月 16

一方、復興には「仮令少額たりとも支払ひをなさしめることは、最も必要のことである」から、「府商工課ではこれ等契約を有する保険会社に対し極力諒解を求めた上、出来得べくんば罹災民にとって有利な解決を与へたいとの意向の下に」、昭和2年4月7日付で京都府の名で関係各社に対し「依頼状」を発し諒解を求めた。これに対して会社側は「火災の損害に対しては、約款上当然支払の義務はない。而し災害に対しては同情にたへぬから未経過保険料の返戻しに関しては各同業者間に協議を進めてゐる」と回答した。しかし、「この点においても各社それぞれ立場も異なるので容易に一致を見なかつた。而し単に見舞金として一社平均壱千円内外をその契約者全体に贈与して来た（3年2月15日）」¹⁶⁾。

保険金は支払えないので、まず未経過保険料の返済を考えた。しかし、各社間の合意ができないので、少額の見舞金を贈った。

その後、今後火災保険見舞金は出さないと「内地火災保険会社」が決めたと伝えられた。

「從来罹災の事情に依つては保険金支払以外見舞金を被保険者に与へていたが、右は諸外国に於ても類例無きのみならず、これあるが為に却つて弊害を醸すことがあるので、同業者に於ても慎重に協議中であったが、今後は絶対に保険金支払以外に見舞金は支払はないことに決したと」[保険銀行時報S2.5.27]】。

つまり、保険金どころか見舞金も払わないと決めた。「以外」の意味はよく分からない。一般には「それに加えて」の意であるが、保険金に加えて見舞金を支払うことではないであろう。保険金か、または見舞金を「与えた」ということであろうか。

昭和5年伊豆地震後には、被災者がせめて見舞金をと要望した[保険日日 1930.12.7]。しかし、見舞金は払っていない。ところが、昭和6年『保険日日通信』[1931.1.23]は「敢て火保界への毒舌・耳を蔽ふも事実は事実」と題する記事でこの間の経緯を書いている。「火保月曜会」と称する業界団体があり、東京市では協会々員火保会社の本社支配人級以上、各支店では支店長を以て組織するが、昭和6年最初の決定事項として3項目を決めた。この記事はまず、「右決定事項に就いて見受けらるるものは如何に火保会社が単に当面の善撫主義をとるものであつて其の事業の本質に立脚したる遠大なる理想の発現に意志が無いかが想はれる」と書き、第1項として伊豆地方の地震を取り上げた。

「第一項の豆相地方震火災に関するものでは12月8日の同会の決議即ち保険金乃至見舞金としては絶対に出さぬが保険料丈けは返戻してもよいと言ふのである、是れ實に何に基盤を置いて考へついたものであらう、其の不徹底さ無意義さに涙がこぼれる次第である。保険料を返戻する事は決して眞の解約ではない。保険料位返戻したからとて被害罹災者がどれ丈け救はれるか将又火保会社にどれ丈けの好感を有つか。保険料の返還では見舞金でもなければ保険金の支払でもない火保会社の特に出し惜しむ貴重な金員を泥溝に投げ込むやうな無意義な支出であつて而かも其の事により会社は自ら最も大切な約款の踩踏を敢てるものである。保険料の返還丈

日に病死したので、妻女が会社に保険金を請求したが、言を左右にして今日に至るも支払いを不肯せぬというのである。「通常のやっている保険会社が、そこらのあぶく会社にひとしい所業をやるのは実にけしからぬ」とて弁護人は語る。

「[契約者の]妻女の依頼で調査して見たが、被保険者側には何等の手落ちもない。会社では死因が梅毒だとかいっているが、これは全く愚にも付かぬいい掛かりである。果たしてそうなら加入の際、身体検査でその事が会社に判明せねばならぬ筈だ。殊に被保険者は自ら進んで加入了のではなくして、会社が極力勧誘したので、それより一年程前から、太平洋生命保険会社に加入しているからと一旦はことわったのだが、百方口説き落とされて、やむなく入ったのである。太平洋の方は矢張り五百円であるが、この方は死亡後直に払い戻し、子供もあるのに誠に気の毒です、と鄭重な見舞の辞まで述べている。（下略）」¹⁷⁾。

生命保険にはトラブル時の示談金などの費目と、告知義務違反の処理のための費目があった。後者の場合には、契約者側の小さなミスにつけ込んで保険金支払を回避するために、僅かな示談金を恩着せがましく払ったのであろう。戦前の保険業界のイメージがよくなかったのは、保険が日本文化にとって異質であったというよりも、生保火保の商売の仕方や保険金の支払い方にむしろ原因があったと見るべきであろう。

IV. 若干の結論

本稿を閉じるに際し後日の調査と研鑽を期し、三点ほどメモ風に書き連ねておきたい。

第一に、北原糸子編『日本災害史』は「近代の災害」の一端を災害救援・復興の側面から捉えているが、関東大震災についても「関東大震災と復興」が論じられている¹⁸⁾。しかし、どこにも「火災保険」という言葉は出てこない。確かに火保業界は「保険金」支払を拒絶したが、見舞金は支払った。保険金額の10%以下ではあったが、総額では6千万円余に達し、のちのち業界を苦しめた。しかし、関東大震災関連の記録や資料にこの件は表われない。だれも火保会社に感謝せず、それどころか民衆も政治家も実業家も火保業界への「侮蔑」の念を隠さなかった。業界の全資産の3分の1に近い大金を払いながら、あまりにも馬鹿らしい話しだではないか。

上田貞次郎は見舞金1割支払案が固まりつつあった11月中旬に、政府も面子があるから1割相当額を貸付けてこの問題の片をつけさせるだろうし、会社の財政状況から見て長期低利の貸付とせざるを得ないと述べ、次のようにこの騒動のポイントを指摘した¹⁹⁾。

「されば60日間も騒ぎ廻った被保険者から見れば保険金額の1割といふ端下をもらって泣寝入ることになり、又国民から見れば此多事多端の際に兎も角1億以上の金を殆ど永久に眠らすことになる。即ち同じ金のやりとりが之を与ふるものに取りては非常に迷惑であり、之を受くるものに取りては甚だ不満足となる」。

かくして上田貞次郎は「是ほど愚劣な金の使ひ方はないのである」と述べている。同感である。

第二に、登場人物たちについて一言しておきたい。彼らの多くについては、調査は不十分で、経歴さえ分からぬものがいる。引き続き探索に努めたい。

まず、この騒動を通じて名を挙げ、財界リーダーにまで上昇したのは各務謙吉であった。彼は伊豆に9月10日まで滞在し、同日、農商務省差し回しの車で帰京した。帰京後に業界をまとめるために奮闘する各務謙吉のタフネスさには驚嘆の思いがする。年末には何とか業界をまとめる成功に成功した。法案が帝国議会を通過しなかったために協会長を辞任する。しかし、次の清浦内閣のときに協会長に復帰し、見舞金支払案をまとめた。見舞金支払という業界の最大の課題を解決した手腕は軽視されるべきではない。

しかし、震災から帰京までの10日間が火災保険業界の運命を決めたから、業界には残念なことになった。災害直後に陣頭指揮を執らないトップリーダーは、現在であれば、心がけの悪いリーダーとして指弾され、ときには進退を余儀なくされる。交通事情や彼自身の個人的事情は不明で、各務謙吉が伊豆に留まっていたことをいかに評価すべきか、現時点では難しい。

自力支払のできた東京海上を除けば、他の大部分の火保会社には見舞金支払は突如発生した無理難題と映った。しかし、最初の10日間、各務不在の時期にリーダーシップをとるものはいなかった。その後、関東企業は、権力に弱いという性格に応じて政府の意向を素直に受け入れ、一方、関西企業は見舞金支払を逃れるために各務の調停案に反対し、政党に手を回すなど手管を尽くした。この間の動向が新聞によって逐一報道され、火保会社への反感を強めさせ、企業イメージを大きく損なった。

当時の農相、田健治郎はたたき上げの能吏で、のちに首相候補に擬せられたほどであった。しかし、震災という大事件の直後であったせいか、判断を過った。保険について十分な知識と正確な情報を欠いたまま判断を迫られたためか、伊東巳代治に唆されたせいであったか。やがて判断の間違いに気付いたが、過ちを正すには遅過ぎたか、体面を重んじ過ぎたためか、間違ったまま問題解決に猛進し、年末に玉砕した。大臣辞任は田農相の面目を救う唯一の策であった。少なくとも政界に留まることはできた。しかし、彼の不手際が大きな禍根を残したこととは確かであろう。

田農相を補佐した保険課のスタッフは、的確な情報を大臣に提供することができず、また田農相の意向のままに動いた。しかし、内閣交替後には一転して活発に議論し、表にも出た。しかし、書類をすべて焼いたにせよ、大正10年度の『保険年鑑』以外に持るべきデータを持たず、震災直後の混乱期に大臣の判断を補佐し得なかつたのは、役人として残念な思いがしたことであろう。もっとも、保険行政の地位の低さが役人の意欲を殺いでいたかも知れない。ちなみに、衆院本会議で正木照蔵議員は保険課の役人について次のように述べている²⁰⁾。

「書類ハ焼ケタニシテモ、大体ノ事ハ御承知デナケレバナラヌ筈デアル、若シ承知シテ居ラヌト云フコトデアッタノナラバ、何ノ為ノ役人カ、実ニ私共甚ダ無能ト言ヒマスルカ、其無責任ヲ蘇カザルヲ得ナイノデアリマス」。

日に病死したので、妻女が会社に保険金を請求したが、言を左右にして今日に至るも支払いを不肯せぬというのである。「運営のやっている保険会社が、そこのあぶく会社にひとしい所業をやるのは実にけしからぬ」とて弁護人は語る。

「[契約者の]妻女の依頼で調査して見たが、被保険者側には何等の手落ちもない。会社では死因が梅毒だとかいっているが、これは全く愚にも付かぬいい掛けである。果たしてそうなら加入の際、身体検査でその事が会社に判明せねばならぬ筈だ。殊に被保険者は自ら進んで加入了のではなくして、会社が極力勧誘したので、それより一年程前から、太平洋生命保険会社に加入しているからと一旦はことわったのだが、百方口説き落とされて、やむなく入ったのである。太平洋の方は矢張り五百円であるが、この方は死亡後直に払い戻し、子供もあるのに誠に気の毒です、と鄭重な見舞の辞まで述べている。(下略)」¹⁷⁾。

生命保険にはトラブル時の示談金などの費目と、告知義務違反の処理のための費目があった。後者の場合には、契約者側の小さなミスにつけ込んで保険金支払を回避するために、僅かな示談金を恩着せがましく払ったのであろう。戦前の保険業界のイメージがよくなかったのは、保険が日本文化にとって異質であったというよりも、生保火保の商売の仕方や保険金の支払い方にむしろ原因があったと見るべきであろう。

IV. 若干の結論

本稿を閉じるに際し後日の調査と研鑽を期し、三点ほどメモ風に書き連ねておきたい。

第一に、北原糸子編『日本災害史』は「近代の災害」の一端を災害救援・復興の側面から捉えているが、関東大震災についても「関東大震災と復興」が論じられている¹⁸⁾。しかし、どこにも「火災保険」という言葉は出てこない。確かに火保業界は「保険金」支払を拒絶したが、見舞金は支払った。保険金額の10%以下ではあったが、総額では6千万円余に達し、のちのち業界を苦しめた。しかし、関東大震災関連の記録や資料にこの件は表われない。だれも火保会社に感謝せず、それどころか民衆も政治家も実業家も火保業界への「侮蔑」の念を隠さなかった。業界の全資産の3分の1に近い大金を払いながら、あまりにも馬鹿らしい話しではないか。

上田貞次郎は見舞金1割支払案が固まりつつあった11月中旬に、政府も面子があるから1割相当額を貸付けてこの問題の片をつけさせるだろうし、会社の財政状況から見て長期低利の貸付とせざるを得ないと述べ、次のようにこの騒動のポイントを指摘した¹⁹⁾。

「されば60日間も騒ぎ廻った被保険者から見れば保険金額の1割といふ端下をもらって泣寝入ることになり、又国民から見れば此多事多端の際に兎も角1億以上の金を殆ど永久に眠らすことになる。即ち同じ金のやりとりが之を与ふるものに取りては非常に迷惑であり、之を受くるものに取りては甚だ不満足となる」。

かくして上田貞次郎は「是ほど愚劣な金の使ひ方はないのである」と述べている。同感である。

山本内閣の閣僚は保険について正確な知識を欠く一方、もう一つの重要な問題であった帝都復興事業との絡みで、また田農相の閣内での人間関係により、火保問題は田農相独りの問題となつた。他の閣僚は被保険者を煽っただけである。確証はないが、後藤新平内相は、復興問題から目を逸らさせるために、火保問題に言及したのかもしれない。清浦内閣で火保問題を担当した前田農相は、かつて貴族院本会議で田農相を辛らつに批判した。いざ担当大臣になると田とは別の解決策を案出し得ず、まさに「天に唾する」を地で行くように二番煎じの解決策に終わった。

さて、被災被保険者は、正当な法的権利がないものを、無智の振りをして強請し、火災保険会社を苦しめる種を残した。区会・市会議員、財界人、学者を含む知識階級が先導、いや扇動した。言論人であるべきはずの弁護士がデモ隊の先頭に立った。吉植庄一郎議員は衆院本会議の質問の中で次のように述べている²¹⁾。

「既ニ火災保険ニ加入ヲシテ居ル所ノ人々ハ、比較的資本ノ多イ人デアル、金ノ幾何有ル人々デアル、ソレヨリモ劣ッテ居ル人々ハ、火災保険ヲ附ケルコトガ出来ナイ」

被保険者集団は家主という意味で中流階層に所属した。焼失した彼らの家屋のために、政府が保険会社に莫大な国庫金を貸し付けて火災保険金を支払わせるとの政策に対して、家屋を所有しない階層をどう救済するかとの疑問が出された。政友会も憲政会も田案に積極的に賛成しなかった理由の一つはここにあった。たとえば鈴木富士弥議員の衆院本会議での質問に次の文がある²²⁾。こうしてみると、田案の掘り潰しは政争の具に供されただけでないことが分かる。

「保険ヲ掛ケテ居ル人ニ対シテ国家ガソレダケノ恩恵ヲ与ヘテ置イテ、保険ヲ掛ケテ居ナイ人々其儘ニ放任シテ置クガ、是ハ洵ニ不公平デハナイカ」。

第三に、この運動の性格をどう見るかという問題がある。明治末から大正期にかけて工業化の進行に伴い労働運動が激化し、毎年のように騒動が起きた。また、労働運動というより「民衆運動」とでもいうべき騒動が数多く起きた。以下、成田龍一に依拠して騒動の性格を見ておく²³⁾。

当時の騒動の典型例は明治 38 (1905) 年 9 月 5 日の「講和反対日比谷騒乱」で、参加者は人足、車夫、職人など都市の「雑業層」であったが、親方や中小商店主、中小工場主である「旦那衆」もこの騒動に参加していた。非講和運動は全国各地に広まり、「いずれも数千の参加者がみられた」。「このとき、二つの階層、集会と騒擾との二つの事態を連結させたのは、新聞記者であり、弁護士であった」。各紙は反対キャンペーンを張り、弁護士は警察官を告発した。東京弁護士会は臨時大会を開き「警察官鎮圧手段の狂暴」を非難した。

明治 44 (1911) 年夏、東京ではガス会社の合併をめぐり東京の区会・市会議員が中心となり、反対運動が展開された。8 月下旬から 9 月にかけて「新聞には、連日、反対運動の動向と予定、決議などが掲げられた」。演説会は常に満場立錐の余地がないほどであった。さらに「各区連合会」が発足した。12 月 1 日には錦輝館に 2,000 人を越える人びとを集めて「ガス合併反対市民大会」が開かれた。運動の中核は、ガス利用者の中小商工業者、つまり「旦那衆」である。「日本橋の魚

市場は、抗議のためにガス灯廃止を決議し、神田区の旅館組合業者も合併反対を表明した。旦那衆は都市の「旧中間層」を形成し、市議や区議の選挙権を有し、地域の名望家として振る舞い、東京では区会議員と市会議員によってその利益が代表されていた。

これらの騒乱には、保険金騒動とほぼ同じメンバーが登場する。保険金騒動も、「雑業層」に家屋を貸す「旦那衆」が主要メンバーとなり、それを区会・市会議員がまとめ、新聞と弁護士が強力に支援した。何回も集会を開いて気勢を上げ、会社や官邸に押し掛け、日比谷騒乱時のように一触即発の危機さえあった。保険金騒動には保険問題という特殊な面がある一方、社会的騒乱の流れから見れば、大正期の世相の一コマであった。

注、および参考文献

- 1) 『平生鉄三郎日記抄』大正12年12月25日の項に、「[各務]氏ガ9月1日大震火災以来本問題ニ没頭シ、自己ガ専務タル東海ノ業務ヲ全然放棄シ、日夜役食ヲ忘レテ其成立ニ努力セシ」(p.166)、大正13年元旦の項に「各務氏ガ保険協会々長トシテ…四ヶ月間、全然会社ノ事務ヲ放擲シテコノ事ニ尽瘁シ」(p.174)とある。
- 2) 三浦義道『地震約款論』巖松堂,1923.11.26, p.5
- 3) 井口武三郎『火保研究』第1巻,火保研究所,1933,pp.79,81
- 4) 粟津清亮「火保業界の悪習慣『僻み根性』を排す」『保険之日本』1935.10,pp.8-10
- 5) 『帝国議会衆議院議事速記録 43 第46・47 議会下』東京大学出版会,1982,pp.88-92
- 6) 火災保険金請求各区連合会編『大震火災火保問題解決頃末録』1932
- 7) 『中外商業』[1924.4.2]によると、東京海上は「配当は11年度同様年2割を行ふことは容易であるけれど…他の苦境におちいった保険会社との関係をも考慮する処があったから前年より5分減の年1割5分に内定した模様」。
- 8) 前掲『帝国議会衆議院議事速記録 43』
- 9) 宮城県『宮城県昭和震嗜誌』宮城県,1935.3.3,pp.353-4
- 10) 佐々木貞美「震災後の火保料率問題」『保険評論』17-3,1924.4.30,p.17
- 11) 生命保険について『保険日日通信』[1919.7.26「金縛棒」]が書いている。「四五年前東北地方で到る処の町村掲示場に『保険屋入るべからず』と云う標示や布告が有った為に大に當業者は苦しんだことが有った。…〔詐欺的勧誘を原因として〕今日又もや同様の布達が郡長殿から各町村民に及んだ」。
- 12) 『保険講論』12-9,1925.9.1,pp.8-13
- 13) 抽訳、ゼライザ『モラルとマーケット』千倉書房,1994
- 14) 上田貞次郎「火災保険は地震保険に非ず」『我観』2,1923.11.15, pp.96-97
- 15) 池田清『函館大火災害誌』「火災及生命保険支払の状況」北海道社会事業協会,1937.3.21,pp.636-7
- 16) 京都府『奥丹後震災誌』1928.3.25,pp.91-93
- 17) 『新聞集録大正史』第10巻,pp.426-7
- 18) 北原糸子編『日本災害史』吉川弘文館,2006
- 19) 上田貞次郎「火災保険は地震保険に非ず」『我観』2,1923.11.15,p.100

山本内閣の閣僚は保険について正確な知識を欠く一方、もう一つの重要な問題であった帝都復興事業との絡みで、また田農相の閣内での人間関係により、火保問題は田農相独りの問題となつた。他の閣僚は被保険者を煽っただけである。確証はないが、後藤新平内相は、復興問題から目を逸らさせるために、火保問題に言及したのかもしれない。清浦内閣で火保問題を担当した前田農相は、かつて貴族院本会議で田農相を辛らつに批判した。いざ担当大臣になると田とは別の解決策を案出し得ず、まさに「天に唾する」を地で行くように二番煎じの解決策に終わった。

さて、被災被保険者は、正当な法的権利がないものを、無智の振りをして強請し、火災保険会社を苦しめる種を残した。区会・市会議員、財界人、学者を含む知識階級が先導、いや扇動した。言論人であるべきはずの弁護士がデモ隊の先頭に立った。吉植庄一郎議員は衆院本会議の質問の中で次のように述べている²¹⁾。

「既ニ火災保険ニ加入ヲシテ居ル所ノ人々ハ、比較的資本ノ多イ人デアル、金ノ幾何有ル人々デアル、ソレヨリモ劣ッテ居ル人々ハ、火災保険ヲ附ケルコトガ出来ナイ」

被保険者集団は家主という意味で中流階層に所属した。焼失した彼らの家屋のために、政府が保険会社に莫大な国庫金を貸し付けて火災保険金を支払わせるとの政策に対して、家屋を所有しえない階層をどう救済するかとの疑問が出された。政友会も憲政会も田案に積極的に賛成しなかった理由の一つはここにあった。たとえば鈴木富士弥議員の衆院本会議での質問に次の文がある²²⁾。こうしてみると、田案の握り潰しは政争の具に供されただけが分かる。

「保険ヲ掛ケテ居ル人ニ対シテ国家ガソレダケノ恩恵ヲ与ヘテ置イテ、保険ヲ掛ケテ居ナイ人ハ其儘ニ放任シテ置クガ、是ハ洵ニ不公平デハナイカ」。

第三に、この運動の性格をどう見るかという問題がある。明治末から大正期にかけて工業化の進行に伴い労働運動が激化し、毎年のように騒動が起きた。また、労働運動というより「民衆運動」とでもいうべき騒動が数多く起きた。以下、成田龍一に依拠して騒動の性格を見ておく²³⁾。

当時の騒動の典型例は明治 38 (1905) 年 9 月 5 日の「講和反対日比谷騒乱」で、参加者は人足、車夫、職人など都市の「雑業層」であったが、親方や中小商店主、中小工場主である「旦那衆」もこの騒動に参加していた。非講和運動は全国各地に広まり、「いずれも数千の参加者がみられた」。「このとき、二つの階層、集会と騒擾との二つの事態を連結させたのは、新聞記者であり、弁護士であった」。各紙は反対キャンペーンを張り、弁護士は警察官を告発した。東京弁護士会は臨時大会を開き「警察官鎮圧手段の狂暴」を非難した。

明治 44 (1911) 年夏、東京ではガス会社の合併をめぐり東京の区会・市会議員が中心となり、反対運動が展開された。8 月下旬から 9 月にかけて「新聞には、連日、反対運動の動向と予定、決議などが掲げられた」。演説会は常に満場立錐の余地がないほどであった。さらに「各区連合会」が発足した。12 月 1 日には錦輝館に 2,000 人を越える人びとを集めて「ガス合併反対市民大会」が開かれた。運動の中核は、ガス利用者の中小商工業者、つまり「旦那衆」である。「日本橋の魚

- 20) 前掲『帝国議会衆議院議事速記録 43』 1923,p.90
- 21) 同上,p.28
- 22) 同上,p.30
- 23) 以下、成田龍一『大正デモクラシー』岩波新書,2007、「第1章 民本主義と都市民衆」による。